

通所介護・第1号通所事業

重要事項説明書

医療法人 いちえ会
カメラアデイサービス

医療法人 いちえ会 カメラデイサービス 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令の規定及び市町村の定める基準に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 いちえ会
主たる事務所の所在地	徳島県徳島市徳島町2丁目54番地
代表者（職名・氏名）	理事長 藤田 葉子
設立年月日	平成元年12月13日
電話番号	(088) - 622 - 1117

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	カメラデイサービス		
サービスの種類	通所介護・第1号通所事業		
事業所の所在地	徳島県徳島市昭和町8丁目48-30		
電話番号	(088) 622-0158 (カメラデイ直通)		
	(088) 656-1515 (代表)		
指定年月日・事業所番号	通所介護事業		
	平成31年4月1日指定 3670105265		
	第1号通所事業		
		平成29年4月1日指定 3670104276	
利用定員	定員 20人	通常の事業の実施地 域	徳島市
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保株式会社		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者及び基本チェックリスト該当者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより利用者

	<p>が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>(2) 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明する。</p> <p>(3) 適切な介護技術を以てサービスを提供する。</p> <p>(4) 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。</p>
--	--

4. 提供するサービスの内容

通所介護（又は通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービス）に通って頂き、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む）までを営業日とし、土・日が10回ある月はその内の1日を営業日とする。ただし、1月1日は休日と定め、天災や悪天候などにより営業が著しく困難な場合には休業とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分まで

6. 事業所の職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1人		1人			
生活相談員	3人		3人			
看護師	4人		4人			
機能訓練士	1人		1人			理学療法士
介護職員	4人		4人			

7. サービス提供責任者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は

下記の通りです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

担当職員の氏名	生活相談員 岩井 隆比古
管理責任者の氏名	管 理 者 岩井 隆比古

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙の通りであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき800円（おやつ代130円を含む。）を頂きます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合は実費を頂きます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品、事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事など）について、費用の実費を頂きます。

9. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、毎月の最終利用日を以て締め、1ヶ月毎に計算し、翌月15日頃までに請求させていただきますので、当月分の利用料については翌々月5日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

<input type="checkbox"/> 窓口での 現金払い
<input checked="" type="checkbox"/> その他の支払いに含め 一括支払い
<input type="checkbox"/> 金融機関からの 振り込み 振込先 : 口座番号 : 口座名 :
<input type="checkbox"/> 上記により困難な場合は、相談に応じます。

10. 協力医療機関

医療機関名	診療科目
伊月病院	内科・胃腸科・神経内科・呼吸器科・循環器科・リハビリテーション科
伊月健診クリニック	内科

《事故発生時の対応》

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は、地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者 (管理者) 近藤 智子 電話番号 (088) 626-0158 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	保険者である自治体	(徳島市役所 健康福祉部高齢介護課) TEL 088-621-5585 FAX 088-624-0961
	各都道府県の 国民健康保険団体連合会	(徳島県) TEL 088-665-7205 (苦情専用ダイヤル)
	徳島県 長寿いきがい課	TEL 088-621-2169

12. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービス提供をするにあたって、次のことを守ります。

一、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
二、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者の方への聴取、確認を行います。
三、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行います。
四、利用者に提供したサービスについて、記録を作成し、サービスの完結の日から5

年保管すると共に、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

五、利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。

但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財物を保護するためにやむを得ない場合には、施設管理者等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

六、事業者及びサービス提供者又は従業者は、サービス提供にあたって知り得た情報等を、正当な理由なく第三者に漏洩致しません。（守秘義務）

但し、以下の各号についての情報提供においては、当施設は、利用者及び代理人から予め同意を得た上で十分配慮しながら行うこととします。

- ① 介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関への生活情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
- ③ 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- ④ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
- ⑤ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
- ⑥ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ⑦ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ⑧ 介護保険事務に関する情報提供の場合。
- ⑨ これらは、利用終了後も同様の取扱いとします。

七、事業者及びサービス提供者又は従業者は、利用者又はその代理人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供等には利用者もしくは当該家族様の個人情報はいりません。（個人情報保護法）

なお、個人情報保護の観点から送迎リストへの名前の記載については管理上必要ですので、ご了承下さい。また、個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。

- ① サービス提供のために利用するほか、施設運営、教育、研修、行政命令の遵守、他の医療・看護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ② 当施設は、介護職員等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で介護学生等が、看護・介護等で同席する場合があります。

1 3. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対し以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

【サービスの種類】

①食事

当事業所では、栄養士が栄養並びに利用者の身体の状態、及び嗜好を考慮し、更に偏りが少なく変化に富み見た目にも美味しい食事を提供させて頂いています。

②介護・介助

当事業所での介護・介助は、どのようなサービスを提供すればよりよい生活を送って頂けるかという通所介護サービス計画及び通所介護相当サービス計画書に基づいて、あらゆる職種の職員が協議・検討し、努力しております。明るく家庭的な雰囲気の下で過ごして頂けるように、常に利用者の立場に立って介護・介助させていただきます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 食事代（昼食とおやつ代） 800円

食事（昼食）料金670円、おやつ料金130円

②その他の費用

講師を招いて実施する教室、レクリエーション等に係る費用及び材料費は実費相当額を頂きます。

③複写物の交付

利用者又は家族様が、サービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合には交付させて頂きます。但し、複写物1枚につき10円の実費をご負担頂きます。（カラー複写は40円）

- ◎ 社会情勢・保険制度の改定等において、取り決め等に変更が生じた場合は、事前にご連絡致します。

